

農林水産委員会議録第四十一号

昭和三十年七月十五日(金曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 綱島 正興君

理事 安藤 覺君 理事 白濱 仁吉君

理事 松浦 東介君 理事 鈴木 善幸君

理事 足鹿 覺君 理事 稻富 稜人君

赤澤 正道君 五十嵐 吉藏君

井出 太郎君 伊東 岩男君

石坂 繁君 大森 玉木君

木村 文明君 楠美 省吾君

笹山 茂太郎君 原 捨思君

川村 善八郎君 久野 忠治君

助川 良平君 中馬 辰猪君

松野 綱三君 松山 義雄君

淡谷 悠藏君 井谷 正吉君

石田 有全君 橋 兼次郎君

芳賀 貢君 伊瀬 幸太郎君

川俣 清吉君 佐竹 新市君

日野 吉夫君

出席政府委員

農林政務次官 吉川 久衛君

農林庁長官 柴田 榮君

委員外の出席者

農林事務官 井手 以誠君

(農林事務官) 榎垣 好文君

(農林事務官) 大塚 常治君

(農林事務官) 大塚 常治君

(農林事務官) 大塚 常治君

(農林事務官) 大塚 常治君

(農林事務官) 大塚 常治君

(農林事務官) 大塚 常治君

(農林事務官) 大塚 常治君

(農林事務官) 大塚 常治君

(農林事務官) 大塚 常治君

(農林事務官) 大塚 常治君

(農林事務官) 大塚 常治君

(農林事務官) 大塚 常治君

(農林事務官) 大塚 常治君

七月十四日

委員久保田豊君辞任につき、その補欠として川上貫一君が議長の指名で委員に選任された。

同月十五日

委員田口長治郎君及び和田博雄君辞任につき、その補欠として久野忠治君及び淡谷悠藏君が議長の指名で委員に選任された。

七月十四日

森林法の一部を改正する法律案(川俣清吉君外十名提出、衆法第四七号)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
公海における漁船の拿捕及び韓国における抑留漁民の実情等に関し、参事人出頭要求の件

農地開発機械公団法案(内閣提出第一四六号)
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法案(橋渡君外二百七十二名提出、衆法第四〇号)

台風常襲地帯における農林水産業の災害防除に関する特別措置法案(橋渡君外二百七十二名提出、衆法第四一號)

森林法の一部を改正する法律案(川俣清吉君外十名提出、衆法第四七号)
○綱島委員長 ただいまより会議を開きます。

昨日付託になりました川俣清吉君外十名提出、森林法の一部を改正する法律案を議題といたし、審査に入りま

す。まずその趣旨について提出者より説明を求めます。川俣清吉君。

森林法の一部を改正する法律案
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第百三条第一項第十号中「選挙」を「選挙又は選任」に改める。

第百五条の見出し中「選挙」を「選挙又は選任」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 役員は、定款で定めるところにより、組合員(準組合員を除く。以下この条において同じ)が總會(設立当時の役員は創立總會)において選挙する。但し、定款で定めるところにより、役員を總會外において選挙することが出来る。

第百五条第四項に次のただし書を加える。
但し、定款で定めるところにより、役員候補者が選挙すべき役員の定数以内であるときは、投票を省略することが出来る。

第百五条第五項中「準組合員を除く。以下この条において同じ。」を削り、同条第六項中「多数を得た者」の下に「(第四項但書の規定により投票を省略した場合は当該候補者)」を加え、同条第七項を第九項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。

7 總會外において役員を選挙を行うときは、投票所は、組合員の選挙権の適正な行使を妨げない場所に設けなければならない。

8 役員は、第三項の規定にかかわらず、定款で定めるところにより、組合員が總會(設立当時の役員は創立總會)において選任することが出来る。

(理事の職務)
第百六条の二 理事は、法令、法令に基いてする行政庁の処分、定款、規約及び總會の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、組合に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

3 理事がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。重要な事項につき第百六条第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、また同様とする。

第百二十三条第一項中「百人」を「二百人」に、同条第三項ただし書中「二百人」を「三百人」に、「五十人」を「七十五人」に、同条第四項中「第六項」を「第七項」に、同条第五項ただし書中「役員若しくは」を「役員を選挙し若しくは選任し又は」に改

め、同条第六項を次のように改める。

6 總代の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

第百三十八条第六項中「第九十条」を「第九十条(第三項を除く。)」に改め、同項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 前項の申出をした者は、書面又は代理人をもつて議決権及び選挙権を行使することが出来る。

第百四十五条第二項を次のように改める。

2 合併をするには、定款及び事業計画を行政庁に提出して合併の認可を申請しなければならない。

第百五十九条第三項中「第百五十五条第一項から第六項まで(同条第二項中生産組合に関する部分を除く。)」を「第百五十五条第一項から第六項まで(同条第二項中生産組合に関する部分及び第三項但書を除く。及び第八項に、並びに第百二十条を、第百二十条から第百二十二条まで並びに第百二十四条に、同条第四項中「第百三十八条第六項」を「第百三十八条第七項」に改める。

附 則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際現に存する總代会のうちその總代の定数が改正後の第百二十三条第三項の規定による定数に満たないものは、新たに同条同項の規定による總代会が

成立するまでの間、従前の例により存続することができる。ただし、この法律施行の日から百八十日をこえて存続することができない。

○川俣委員 たいだいま議題に相なりました森林法の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

昭和二十六年森林法が実施せられましてより四十年の日子をけみしました。この間の経験に徴しまして、また、過般町村合併促進法の制定により末端行政区域の拡大変更等が行われるに至った事情等に關連いたしまして、従来の比較的小規模な森林組合をこの際合併することにより、その適正規模化をはかり、もって組合運営の円滑を期そうとする機運が生じているのであります。が、零細な森林所有者をもって組織してあります多くの森林組合におきましては、現行法の掲げております諸種の管理規定をもつて臨みますることは、組合運営の実体にとぐわず、ひいては、組合の合併の促進等にも支障を来たす部面がありますので、このたびこれらの点について最少限度の改正を加えたいと存じ、ここに改正案を提出した次第であります。

以下改正案内容について、その概要を御説明申し上げます。

まず第一点は、総代会の制度についてであります。現行法におきましても、總會にかわるべき總代会を設けることができるように規定されておりますが、一面、理事は通常總會を毎年業年度に一回召集しなければならぬことと相なっておりますので、總代会制度の活用がとく円滑を欠くことと相なり、また、總會自体につきまして

も總會成立の定足数に達せず流会となるような事態の頻発も十分に予想されますので、總代会を設けた場合でも一年一回は總會を開かなければならぬことを定めた第二百三十三条第六項を削除したいのであります。

また現行法では、總會にかわるべき總代会を設け得るのは、組合員の總数が百人をこえる施設組合であることになつておりますが、これを二百人といたし、總代の定数は、組合員の總数の四分の一以上でなければならぬが、その總数が二百人をこえる施設組合においては五十人以上であればよいことになつておりますのを、三百人をこえるものでは七十五人以上であればよい、ただし本法施行の日から百八日間は従来のままで差しつかえないといふように改めることとしたのであります。

第二点は、役員及び總代の選出の方法についてであります。現行法においては投票による選挙の方法以外は認められていないのであります。しかし、これまで実態から遊離する事態が往々生じておりますので、この際第百三条及び第百五条を改正し、投票による選挙のほか、選任制をも認めることとし、また立候補制の場合におきましては、役員の候補者が選挙すべき役員の定数内であるときは、投票を省略することができることとしたのであります。なお、投票による選挙の場合、總會外において投票所を設け選挙を行うことができる道を開いておきたいと存するのであります。

第三点は、理事の職務に關する規定についてであります。この機会に組合の對外信用の向上に資するため

に、従来とく明確を欠いておりました理事の責任等を明確にする規定を新たに追加することとしたのであります。

第四点は、合併の手續に關するものであります。合併については、行政庁の認可を受ける際に、定款及び事業計画を提出することを規定いたしましたのであります。なお、連合会につきましては、總代会の規定は準用いたさないこととしたのであります。

以上まことに簡単に申し上げますが、本法案の骨子を御説明申し上げます。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことを御願ひ申し上げます。

○綱島委員長 たいだいま議題となりました森林法の一部を改正する法律案について御質疑があればこれを許します。御質疑がなければ、討論をす

る必要もなからうと思ひますので、討論を省略して直ちに採決に入ることにより御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕
○綱島委員長 御異議なしと認めます。直ちに採決いたします。本案に賛成のお方の起立を求めます。

〔議員起立〕

○綱島委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決することにましました。

なお委員会報告書の作成等は委員長におまかせ願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○綱島委員長 御異議なしと認め、さうに決定いたしました。

○綱島委員長 次に、去る七月八日付託に相なりました、内閣提出、農地開発機械公団法案を議題といたし、審査を入ります。

まず本案の趣旨について政府の説明を求めます。政務次官吉川君。

農地開発機械公団法案
農地開発機械公団法
目次

第一章 總則（第一条—第六条）
第二章 役員及び職員（第七条—第十七条）
第三章 業務（第十八条—第十九条）
第四章 財務及び會計（第二十条—第三十三条）
第五章 監督（第三十四条—第三十五条）
第六章 雑則（第三十六条—第三十八条）
第七章 罰則（第三十九条—第四十一条）

附則 第一章 總則

（目的）

第一条 農地開発機械公団は、農地の造成及び改良の事業の効率化に資するため、國際復興開發銀行等から資金の融通を受け、農地の造成及び改良の事業の用に供する高効率の機械等を保有して、これを國、地方公共団体その他当該事業を行ふ者に貸し付け、その他その効果的な運用を行うことを目的とする。

（法人格）

第二条 農地開発機械公団（以下「公団」といふ。）は、法人とする。

（事務所）

第三条 公団は、主たる事務所を東京に置く。

2 公団は、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

（登記）

第四条 公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第五条 公団でない者は、農地開発機械公団という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。（民法の準用）

第六条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）、第五十条（法人の住所）及び第五十四条（代表権の制限）の規定は、公団に準用する。

第二章 役員及び職員

（役員）

第七条 公団に、役員として、理事長一人、理事二人以内及び監事一人を置く。

（役員の職務及び権限）

第八条 理事長は、公団を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、公団を代表し、理事長を補佐して公団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、公団の業務を監査する。

（役員の任命）

第九条 理事長及び監事は、農林大臣が任命する。

2 理事は、理事長が農林大臣の認可を受けて任命する。

(役員任期)

第十條 役員任期は、三年とする。

2 役員は、再任されることができ

(役員欠格事項)

第十一條 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 国務大臣、国會議員、政府職員(人事院が指定する非常勤の者を除く)又は地方公共団体の議会の議員

二 政党の役員

三 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公団と取引上密接な利害關係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職權又は支配力を有する者を含む)

四 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職權又は支配力を有する者を含む)

(役員解任)

第十二條 農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、

その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第十三條 役員は、營利を目的とする団体の役員となり、又はみずから營利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第十四條 公団と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が公団を代表する。

(代理人の選任)

第十五條 理事長及び理事は、公団の職員のうちから、公団の業務の一部に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする權限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十六條 公団の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員地位)

第十七條 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範圍)

第十八條 公団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 農地の造成又は改良の事業を行う者に對し、当該事業の用に供する機械及び器具(これらの附屬品及び部品を含む)の貸付を行うこと。

二 委託を受けて農地の造成又は改良の工事を行うこと。

三 前二號の業務に附帶する業務(業務の方法)

第十九條 公団は、業務開始の際、業務の方法を定め、農林大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務の方法に定めるべき事項は、農林省令で定める。

3 農林大臣は、第一項の規定により認可をしようとするとき、又は前項の規定により農林省令を定めようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

第四章 財務及び會計

第二十條 公団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(予算等の認可)

第二十一條 公団は、毎事業年度、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に農林大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 公団は、前項の規定による認可を申請する場合には、当該事業年度の業務計画その他予算及び資金計画の参考となる事項に關する書類を認可申請書に添えなければならない。

(決算)

第二十二條 公団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日まで完了しなければならない。

(財務諸表)

第二十三條 公団は、毎事業年度、農林省令で定めるところにより、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という)を作成し、決算完結後二月以内に農林大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 公団は、前項の規定により財務諸表を農林大臣に提出するとき、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に關する監事の意見をつけない限りならない。

3 公団は、第一項の規定による農林大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えておかなければならない。

(借入金)

第二十四條 公団は、農林大臣の認可を受けて、政府又は國際復興開發銀行以外の金融機關から長期借入金又は短期借入金を受けることができる。

2 公団は、國際復興開發銀行から長期借入金を受けることができる。

3 第一項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、農林大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

4 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(債券の発行)

第二十五條 公団は、その國際復興開發銀行からの外貨資金の借入契約に基き債券を引き渡す必要があるときは、政令で定めるところにより、その借入金額を限り債券を発行することができる。

2 外資に關する法律(昭和二十五年法律第六十三号)第三條に規定する外國投資家が前項の債券を譲り受けたときは、当該債券に係る貸付金債權について同法第十三條の二の規定による大蔵大臣の指定を受けたものとみなして、同法の規定を適用する。

(政府からの貸付)

第二十六條 政府は、公団に對して長期又は短期の資金の貸付をすることができ

(政府の保証)

第二十七條 政府は、法人に對する政府の財政援助の制限に關する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三條の規定にかかわらず、公団が昭和三十三年三月三十一日までに國際復興開發銀行と締結する外貨資金の借入契約に基き外貨で支払わなければならない債務について、一定の金額を限度として、保証契約をすることができ

2 前項の一定の金額は、三十一億七千万円を同項の借入契約の締結の時に對する基準外國為替相場(外國為替及び外國貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第七條第一項の基準外國為替相場

五 第三十四條第二項の規定による命令に違反したとき。

第四十一條 第五條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内で政令で定める。

(公団の設立)

第二條 農林大臣は、第九條第一項の例により、公団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長となるべき者は、第九條第二項の例により公団の理事となるべき者を指名する。

3 前二項の規定により指名された理事長、理事又は監事となるべき者は、公団の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長、理事又は監事に任命されたものとする。

第三條 農林大臣は、設立委員を命じて、公団の設立に關する事務を処理させる。

第四條 設立委員は、公団の設立の準備を完了したときは、農林省令で定める手続に従い、その旨を農林大臣に届け出るとともに、その事務を附則第二條第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第五條 附則第二條第一項の規定により指名された理事長となるべき者が前条の事務の引継を受けたときは、その引継を受けた日において、附則第二條第一項又は第二項

の規定により指名された役員となるべき者の全員は、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第六條 公団は、設立の登記をすることによつて成立する。

(経過規定)

第七條 公団の最初の事業年度は、第二十条の規定にかかわらず、その成立の日が始まり、昭和三十一年三月三十一日に終るものとする。

第八條 公団の最初の事業年度の予算については、第二十一條第一項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「公団の成立後遅滞なく」と読み替へるものとする。

(国営土地改良事業の委託)

第九條 政府は、公団を相手方として、北海道及び青森県の区域のうち政令で定める区域内において行う国営土地改良事業（土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十五條第一項に規定する国営土地改良事業をいう。）の工事で農地の造成又は改良に係るものの一部の施行を公団に委託する契約を締結することができる。

2 前項の契約においては、少くとも、次の各号の事項を定めなければならない。

一 公団は、余剰農産物資金融通特別会計からの借入金をもつて、政府の委託に係る工事に要する費用にあてることができること。

二 政府は、前号の借入金の額及びその借入金につき公団が支払うべき利子の額の合計額に相当

する金額を、公団がその借入をした日の属する年度の翌年度以降五箇年度以内に、公団に支払うこと。

3 政府は、第一項の委託に係る工事に要する費用にあてため公団が前項第一号の特別会計から借り入れる借入金の額の総計が五億五千万円をこえず、かつ、当該借入金につき公団が支払うべき利子の総額が一億一千二百万円をこえない範囲内でなければ、第一項の契約を締結することができる。

4 前各項に定めるもののほか、第一項の契約に關し必要な事項は、政令で定める。

(登録税法の改正)

第十條 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條第一号ノ五の次に次の一号を加える。

一ノ六 農地開発機械公団自己ノ為ニスル登記又ハ登録

(印紙税法の改正)

第十一條 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ五ノ三の次に次の一号を加える。

六ノ五ノ四 農地開発機械公団ノ為ニスル証書、帳簿

(所得税法の改正)

第十二條 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項第四号の三の次に次の一号を加える。

四の四 農地開発機械公団

(法人税法の改正)

第十三條 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四條第二号中「愛知用水公団」の下に「農地開発機械公団」を加える。

(農林省設置法の改正)

第十四條 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第六條第三項中「一人」を「及び農地開発機械公団監理官各一人」に改め、同条第四項中「愛知用水公団監理官」の下に「又は農地開発機械公団管理官」を加え、「愛知用水公団の指導監督」を「それぞれ愛知用水公団又は農地開発機械公団の指導監督」に改める。

第九條第一項第十四号中「愛知用水公団」の下に「及び農地開発機械公団」を加える。

(地方税法の改正)

第十五條 地方税法（昭和二十五年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五條第一号、第七十二條の四第一項第二号、第七十三條の四第一項第一号、第二百九十六條第一号及び第三百四十八條第二項第二号中「愛知用水公団」の下に「農地開発機械公団」を加える。

(国際復興開発銀行からの外資の受入に關する法律の改正)

第十六條 国際復興開発銀行からの外資の受入に關する法律の改正

行、日本輸出入銀行又は愛知用水公団が発行する債券の利子に対する所得税の免除に關する法律（昭和二十八年法律第六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国際復興開発銀行からの外資の受入に關する法律

本則中「又は愛知用水公団」を「愛知用水公団又は農地開発機械公団」に、「又は愛知用水公団法（昭和三十年法律第 号）第三十五條第一項」を「愛知用水公団法（昭和三十年法律第 号）第三十五條第一項又は農地開発機械公団法（昭和三十年法律第 号）第二十五條第一項」に改める。

○吉川政府委員 ただいま上程されました農地開発機械公団法案の提案理由を御説明申し上げます。

農地の造成及び改良によりまして食糧の増産と農家の経営安定をはかることが、わが国の経済の安定上緊要であることは今さら申し上げるまでもありません。

政府は、さきに愛知用水事業を実施するため愛知用水公団法案を提出して御審議を願つてゐるわけでありまして、このたび農地の造成及び改良の事業の効率化に資するため、農地開発機械公団を設立し、その保有する機械の効果的な運用によつて急速に農地の造成及び改良事業を完成したいと存じ、この法案を提出いたしました次第であります。

農地の造成及び改良の事業は、特にその規模の大でありますものは、高効率な機械に依存しなければ、その施行が急速かつ合理的に行い得ないのであります。この点に鑑み、この公団は、国際復興開発銀行等から融資を受けて優秀な機械を購入し、これを管理し、農地の造成及び改良の事業を行う者に貸し付け、またはこれらの者から委託を受けて当該事業を行うこととしたとして、その事業の効率的な遂行に資したい所存であります。差しあたりは、北海道の根釧原野にある床丹第二地区及び青森県の上北地区における開墾事業並びに北海道の篠津地区における総合灌漑排水事業について、この公団の保有する開発機械の全機能を發揮されたい所存であります。この公団の機動的活動によりまして、従来の工事の方法によつては避け得られぬ種々の困難を排除いたしまして、著しい成果を期待できるものと確信いたすのであります。

以上が本法案を提出いたしましたゆゑんであります。以下簡単に法案の内容を御説明申し上げます。

第一に、この農地開発機械公団は、さきに提出いたしました愛知用水公団法案の愛知用水公団と同じ性格を付与いたしまして、その役員の選任や、欠格条項等その組織に関する規定を設け、公団の財務及び会計につきましては、その収支予算及び資金計画につき農林大臣が認可することとし、さらに借入金、余裕金の運用、財産の処分についても、一定の制限をいたし、その経理に公正を期する等の規定を設けたこととあります。

第二に、農地開発機械公団の業務であります。国、地方公共団体その他農地の造成または改良の事業を行う者に對し、機械を貸し付け、またはこれらの者の委託を受けて当該事業の工事を行うこととし、これらの業務の実施につきましては、あらかじめ業務の方法を定めて農林大臣の認可を受けることとしたのであります。

第三に、政府は、北海道及び青森県の区域内において行つて國營土地改良事業の工事の一部の施行を公団に委託することができるとし、公団は、余剰農産物資金融通特別会計からの借入金をもつて、政府の委託による工事に要する費用に充てることができるとしたのであります。

以上が本法案の主要な内容であります。何とぞ慎重審議の上すみやかに御可決あらんことを切望いたす次第であります。

○綱島委員長 ちよつと速記をとめて

〔速記中止〕

○綱島委員長 速記を始めて。

橋樑渡外二百七十三名提出、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法案及び台風常襲地帯における農林水産業の災害防止に関する特別措置法案を一括議題といたし審査を進めます。質疑または御発言があればこれを許します。川俣委員。

○川俣委員 実は私も提案者の一人であります。これはなほ恐縮に思いますが、質問でなくて、誤解もあると思うので、この際その点を明らかにしておきたいと思ひます。と申しますのは、旧案の方に、被害農業者の定義のこと

ですが、林業をおもな業務とするものであつて、台風及び冷害による薪炭、木材、林業用種苗その他林産物の損失額がその者の林業による年総収入額の百分の十以上である旨、または台風により炭がその他政令で定める林業施設が破損したため著しい被害をこうむつた旨の市町村長の認定を受けたものをいうことになつております。この法案の御趣旨によりまして、これを非常に省略いたしております。と、他の水産関係と比較いたしますと、ごく一部しかその対象範囲とならないように縮小されましたので、せつかくの議員提案でありながら趣旨が徹底しない向きがあらうので、これを修正すべきでないかと思ひますが、これについての御意見を伺ひます。

○稲富委員 ただいま川俣委員の御質問に對しましては、私ども実はそういうような意味を含んでおるのであります。この条文に現われまする表現の仕方が足らなかつたかと思ひます。そういう御意見によつて修正することに対してはやぶさかでございます。で、最後にそういうふうな修正することとて御決定を願ひたい、かように考えております。

○綱島委員長 ちよつと速記をとめて

〔速記中止〕

○綱島委員長 速記を始めて。鈴木委員。

○鈴木(善)委員 おくれて参りました。はなはだ恐縮であります。提案者に二、三お尋ねをいたしたいと思ひのであります。天災による被害農林、漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置の法案であります。御趣旨は

まことにけつこうだと思ひのであります。が、このうち漁業の面におきまして、漁具等に対する資金の融通の問題があるわけでありまして。御承知のように大きな定置漁業等になりますと、二、三千万円も漁具費にかかる。こういう漁業の場合には、漁具が非常に小さなものから大きなものまでたくさん種類がございまして、それを営農資金等と同じように一定の額で押えるという事は、非常に漁業の実態に沿わない面があるわけでありまして。またさらに漁船等の破損、修理等につきましても、数十万円、数百万円を要するといふような事態もあるわけでありまして、そういうものに対する資金の融通がこれによつて確保できるかどうかといふことを心配しておるのであります。が、その点をお尋ねいたしたいと思ひます。

○井手以誠君 お尋ねは漁具の購入資金のことだと存じますが、お説ごもつともございまして、漁業用燃料等の購入資金その他農林漁業経営資金に必要な資金としてその中に含めたつもりでございます。が、なおこれで不明確であれば御修正していただいてもけっこうであります。

なお第二点のそういう資金について五百万円で足りるかということでございますが、その点は立案者としていろいろ検討して参りましたが、全面的な問題でもございまして、一部必要な人のためにこれを十万円、八万円に引き上げるということになりますと、膨大な資金が必要であるといふことも考えまして、不十分であるとは考えましたけれども、一応五百万円に限定した次第でございます。

○鈴木(善)委員 前段の質問については、修正の御意思もあるようでございします。その点は了承いたしましたのであります。が、ただいま申し上げました漁業の実態からいたしまして、経営資金の面を農家の場合と同じように五百万程度に押えるといふことは、いかにも漁業の実態に即しない。その程度のものでは流された漁具等の代替、修理、補修もできないといふようなことで、漁業の再生産もできない。中途半端のものであつて何ら意味をなさない。この立法の御趣旨、目的を何ら達することができないという結果になるわけでありまして。私がこゝろ申し上げておりますのは、卒然として申し上げておるのではございませんで、過去におきます昭和二十六年の十月台風、あるいは昭和二十七年の十勝沖地震、またオホーツク海の暴風あるいはカムチャツカ沖の地震災害、あるいは二十五年の五月の北海道沖における災害等の際に特別の融資の立法をいたしたことがあります。こういう具合に、漁業の場合にはそういう特殊な事態がございします。で、漁船、漁具をも含めまして、漁業の再生産に必要な資金の確保のために数次にわたつてそのつど立法化をやつて参つたわけでありまして。今回これを一本にまとめましておやりになるということであれば、すでにやつております制度をそのまま取り入れていただきたいという趣旨でありまして、その点を特に提案者に御認識を願ひたい、こういうことなんです。

○綱島委員長 委員長からちよつと鈴木委員に申し上げますが、それに該当するようない具体的な事柄をお述べ願つて、その点を修正するなり何なり適宜

でございます。

な方法があろうと思ひますから、それを述べていただきたいと思います。御議論はよくわかつておりますから……。

○鈴木(善)委員 実は私はここに修正案を用意いたしておるわけでありまして、そこで先ほど二、三の点について修正をしてもいいという発言がありましたから、その際に具体的な修正案を提示いたしまして御協議する機会を与えていただければ、その際に申し上げたい。ただいまは漁業の特異性だけを申し上げておいて、具体的な修正案はそのときに御提案申し上げたいと思ひます。

○井手以誠君 提案者としてはあえて原案を固執するものでございませぬ。いかなる災害の場合にも機を逸せず、この法律が発動して、農山村、漁村の事業経営資金に資したいというのが目的でございます。適当に御研究下さいますようにお願いいたします。

○川俣委員 この法案の中に当然入れておいてもしかるべきではないかと思はれる点が落ちておるように思ひますので、この点についてお尋ねいたしておきたいと思ひます。すなわち経営資金あるいは漁業資金の貸付が適正に行われておるかどうかを知るために、必要があると思われる農林大臣は報告を聴取し、または検査執行の責務を当然負うということが必要であらうと思ひます。すなわち農林大臣が報告を聴取し、検査させることの規定がここに必要ではないかと思はれるのであります。とかく農業資金、漁業資金がルーズに流れておるといふ非難のある際でありまして、あえてこれを入れて置く方が適正に資金の使用が行われるのではないかと思はれます。

ですが、この一行を入れて置く必要をお認めにならないかどうか、お伺ひいたします。

○稲富委員 大体提案者といひましたし、その提案の趣旨も、今川俣委員のお述べになったようなことを十分考へておられますので、妥当なそういう修正等に對しましては、われわれも法の完璧を期するためには、十分御意思を尊重して修正いたしたいと思ひておりますので、さよう御了承願ひたいと思ひます。

○川俣委員 委員長にお諮りいたしましたのでありますが、修正部分がございしますので、もし今日討論終結を見るような日程でありますならば、その前に休憩いたしまして、協議をしまして共同修正案にいたしたいと思ひますから、さよう取り計らい願ひたいと思ひます。

○足鹿委員 台風常襲地帯における農林水産業の災害防除に関する特別措置法につきましてはお尋ねをしたいと思います。中央気象台等のその方の専門家の意見を徴することが最も適当だと思ひまして、お見えになるのを待つておるわけでございますが、お見えにならないようでございますから、提案者の方に伺ひたいと思ひます。要するにこれは災害常襲地帯という内容になるわけでしょうか。特定な台風というものの被害に基く災害もありましようし、台風でない、先般京都府を襲つた部分的な豪雨等もあるでせうし、もしこの台風常襲地帯というものを賃かれないとするならば、その基準というものは非常にむずかしい。だから問題は、災害の常襲地帯と解釈するのであるならば、これはある

程度適用の上においても問題がはつきりしてくると思ひますが、台風の常襲地帯ということになりますと、やはり中央気象台における台風の常襲地帯といふものの概念の定義から、ずっと締め上げてやつていきますと、基準の適用が非常にむずかしくなってくるんじやないかと思ひます。そういう点について、何を基準にして台風常襲地帯とされるか、提案者として納得のいくように一つ御説明願ひたい。

○井手以誠君 ただいまお触れになりました点は、本法律案の一番重要な点でございます。提案者といひましたので、連日その点を研究したところでございします。台風常襲地帯と災害常襲地帯といふものは、大体同じように解釈されまされども、本法律案を立案しました趣旨は、台風常襲地帯、災害が毎年のように起るおる地帯、そういう地帯は相次ぐ災害で非常に疲弊をして、災害の復旧もなかなかうまくいかない。やはり災害復旧ということが、台風が襲来しても、豪雨が襲来しても、災害が起きないような防除の施設をすることが、むしろ先決問題であるというように考えます。しかし御指摘のように、台風が来るところであるから災害が起きる、台風が吹いたから災害が起きるということばかりではなくして、別に豪雨による被害もあるんじやないか、こういうお話でございますが、その通りであります。しかしやはり台風に伴つて豪雨が襲つて参りますのが普通でございしますが、しかなおのいゆる不連続線といふもので、豪雨による被害も最近非常に多くなつておるのであります。そういう意味から表題には台風常襲地帯と申して

おりますけれども、台風常襲地帯とは、台風または豪雨による災害というふうに、例年災害を受けておる実情に沿うように、台風常襲地帯の定義を廣めておるのであります。そういう意味で「台風又は豪雨による災害」とここに第一条に規定した次第でございします。

しかしただ単に災害と申しまして、何年に一回か起る災害と、毎年いなる年のうちに何回も災害が起きて、せっかく国費を投じて災害の復旧をやりましたも、次々こわれていくという地帯のものはかなり趣きが違ふのであります。そういう意味から台風の通るところが毎年あるいは年に何回も災害を受けるという意味で、台風常襲地帯といふふに一応まとめおるのであります。しかしその内容については台風または豪雨による災害、こういうふりなことにいたしまして、今お尋ねの点を救つていきたい、あわせて災害を防除したい、かような意味でこの法律案を提案したような次第でございします。

それではどの都道府県を指定するか、こゝういふことについては、やはり災害が起きて非常に困つておる地区にはなるべくこの法律の恩恵が及ぶようにいたすのがこの法律案の趣旨でございします。これはすべて今後できまする台風常襲地帯の審議会におまかせします。しかしおまかせするといひますしても、やはり台風または豪雨による災害でございします、その頻度であるとか、被害額であるとか、そういうことが重要な要素になるのではないかと考へておるのであります。

非常にまとまらない答へでございますが、御質問者の足鹿さんは台風、災害については十分御理解のある方でございしますので、御了承をいただきましたと思ひます。

○石坂委員 ただいまの足鹿委員の御質問は本法案の最も重要な点を指摘されたのであります。それに對しまして井手君から御答へ申し上げました通りであります。すなわち本法案の趣旨は災害による農林水産の被害を防除する、その計画を立てようといふのであります。その災害の原因は台風及び豪雨であります。そこでこの線に豪雨の定義あるいは台風の定義を引くかという点につきましては、私もよく苦いぶん提案者の一人といひまして苦いぶん悩まして協議いたしたのであります。本案第三条によりまして、「し

ばしは台風又は豪雨の来襲を受け」ということでありまして、いささか法律的でないうらみをお持ちになつておると思ひますが、これまたごもつともだと思ひます。つきましては一応私も気象台の専門の方なりその他に問ひ合はしまして、一応の調査は、気象台が始まりました明治二十四年以來の台風の進路あるいは通過路等につきまして調査いたしておられますけれども、その線をどこに引くかといふことはなかなか困難でありますために、第三条のような規定を設けまして、あ

げてその指定は将来できますところの審議会の決定に待とう、こゝういふふりなことで立案いたしたわけでありまして、説明はなほ不十分だと思ひますが、一応これで御了承を願ひたいと思ひます。

○足鹿委員 政府に伺ひますが、ただいまの提案者の御答へによつて第三条に規定してあるがごとく、台風常襲地

帯の指定をする。その指定は審議会においてすべて基準を定めるということであり、この法案成立後において法の執行の側に当るのは政府であつて、提案者ではないのでありまして、政府としてはどのような基準案を用意いたしておられますか、案そのものがまとまつておられなければ、素案としてはどういふふうに考えておりますか、その構想なり準備の状態を一つ明らかにしてもらいたい。

○榎垣説明員 たいだいまの御質問でございますが、私もこの常襲地帯の法案を現在検討いたしておるのであります、ただいま提案者の方から、審議会の方で、いろいろの点で検討されるということでございますが、私もその方におきましていろいろ考え方を考へられておるのであります、ただいまお話のように、台風必ずしも豪雨を伴うものとも限らないのであります。一応豪雨等によりまして風水害が生ずる、それによりまして農地であるいは農業施設その他林業、水産業の施設の過去におきます被害の程度、さらにまた農作物の被害状況、その補助率につきましてもいろいろ差異がございますので、各府県におきます財政状況等も有力な材料となると思つておりますが、その他農家一戸当りの被害限度、そういうふうな事項等を総合的に検討いたしまして、どの府県を指定するかということを検討せねばならないと思つておりますが、現在のところまだその程度しかきまつておらないのであります。

○足鹿委員 百二十億程度の予算を必要とする記載してありますが、その百二十億という金額は、そうすると何によつて、どういふ根拠によつて算出されたものなんでしょうか。一応は目標があつてしかるべきものかと思つて、言葉をかえて言うならば、自然改造法案のような、台風そのものを減していくような案があれば一番いいのですが、大体それに接近していこうというところにならうと思つてあります。この百二十億というものが、それから調査費として五千万円ということになります、氣象台の意見、資料なら資料に基いて、台風常襲地帯をあらかじめ予想して、それに対する経費を計上されたものでないかと想像できるので、審議会にすべてをまかせるということとすけれども、前に積雪寒冷地帯振興臨時措置法が作られた當時、地帯の指定問題で非常にもめた。この点はよほどその基準を明らかにいたしておきませんと、先で非常にもんぢやくが起る可能性があると思つて、私は別にこの法案にとやかくけちをつけようという考えではないのですが、あの積雪法のときに非常に苦労した経験から見まして、やはりこの基準の問題についてはよほど慎重を要する。最初きめたもので満足がいかなければ、第二次指定になり第三次指定になるといふようなことになつて、乱調子になつて参ります。問題が起るたびにその基準が變つていくというよりなことでも困る。審議会にすべてをまかせるというものは、この基準といふもののとり方は、やはりまずよく検討していかなければならぬと思つて、そういう点で、この百二十億という予算を伴つておるわけですから、一応は政府にも提案者にも見当はついておる

と私は思つております。ここで御都合が悪ければ、速記をとめてお聞きしてもけっこうです。

○井手以誠君 お尋ねの点は、私も非常に注意した点でございます。しかしこの際何も秘密にする必要もありませんし、率直に申しまして、この都道府県を台風常襲地帯として考へて百二十億を出したというものは絶対にないものであります。災害が相次いで起つて困つておる地方には、この法律を適用しようというのがねらいでございます。特別の府県を頭に置いて作つたものではない、その点は特に御了承願ひたいのであります。しかし法律案を出します場合には国会法に基いて経費をあげなければならぬので、御説の通り毎年約百二十億といふことは、その根拠は、農林省の關係部局において計画されておる災害防除に關する予算、そういうものを参考にいたしまして、大体このくらいの数字ではなからうかといふ数字をあげたのであります。ほんとうを申し上げますならば、下から積み上げた数字でなくてはなりませんけれども、まだそういう地帯も指定いたしてはおりませんし、どういふ基準にするかも審議会にかけなくてはなりませんので大体この辺ではなからうかといふ数字で、一カ年百二十億、十年間にその十倍ということに一応目安を置いたような次第であります。その点は特に御了承をいたしたいのであります。しかしそれだけの金額が要するからと申しまして、一方においてはすでに計画された事業でもありませんし、新たに加わる事業もござい

ますが、災害防除については、農林省もかねがね研究し、計画されておる

すので、そういうものを繰り上げて施行していく、こういうことにもなりますので、すべてが新たな経費というわけには参らないのであります。繰返して申し上げます、最初から府県を頭に置いたものではなくして、災害の多い所にはこれを適用していく、この数字は大体このくらいではなからうかといふ見当の数字であることを重ねて申し上げておきます。

○足鹿委員 氣象台がおいでになつたやうでありますから、氣象台に伺ひますが、この台風常襲地帯における農林水産業の災害防除に關する特別措置法案について、中央氣象台の意見を聞きたいのです。台風常襲地帯を指定する場合の基準はどういうところにそのめどを置くべきものであるか、過去の災害の度、その他必要な資料が中央氣象台にはあるかと思ひますが、そういう点について専門の立場からの御意見をわれわれに一つ聞かしてもらいたい。

○綱島委員長 ちよつと委員長から申し上げます。ただいま実は台風常襲地帯ということでは、台風及び豪雨による災害が御承知の通り非常に発生いたしておりますので、農林災害の予防を目的として、今までは災害復旧ばかりをやつておりましたが、予防施設を目的としたことを表す立案が、今この委員会に提案されておるのであります。そこで台風常襲地帯といふものは大体どういふ基準があるか、この法案について、特に災害についての基準等をどう見ればいいかといふ御質問の趣旨と存じますから、その旨でお答えを願ひます。

○肥沼説明員 お答え申し上げます。台風の常襲地帯と申しますと、これは定義の仕方ではないかと思つて、台風の中心がどのくらいのパーセンテージである土地を通過していくかということでございます。この統計は比較的簡単に私どもの方でできますし、すでにやつたものもございまして、ところがこの法案の趣旨から申しますと、台風による災害はどこに一番多く起るかという御趣旨と存じます、そういういたしますと、台風の中心部というのは、御承知の台風眼といふやうなことで、案外風も弱い、雨も降らないといふやうな状況でございます。ところが台風は大きさによりましては、御承知の昭和九年の室戸台風などのごときになりますと、東は紀伊半島、伊勢湾などから、西は豊後水道にわたる範囲が暴風雨区域でありまして、大阪では御承知のやうな高潮の被害が起りまして、岡山県の旭川は非常なはんらんを來たしてあります。それから北陸では非常な水害を起してあります。こういう大きな台風がございまして、その範囲の中に災害が起つていない場所もございまして。

一方昭和二十二年にカスリン台風といふのが、これは日本に上陸いたしませんで、房総半島の沖合いを通過して参りましたが、関東地方には普通の月の二、三月分くらいの雨を降らせまして、利根川が、明治四十三年以来三十五年ぶりと思ひますが、本流が決壊しまして、ああいふ災害を起しまして、台風の中心の通過とはかなり違つた地区に災害が起つております。また少数の例ではございまして、豆台風といわれるやうなもので、半径が約百

先に立つてと申しますより、むしろ左
右両派の社会党の方々、ことに今日答
弁の廳に當つておられる井手君、稻
富君が特にこの法案には造詣も深く、
大な関心をお持ちになりまして、実
は提案者の中心でございます。私ども
も本案はまことに適當な法案だと思

まして、私も提案者の一人になつておりますが、法案提案の今日までの経過はまさにその通りであります。そこで当然これは予算を伴う法律案であります。御承知の通り三十三年度は調査費用としてとらえ五千万円、昭和三十一年度から十年計画で一千二百億、年間百二十億といふことはすでに御承知の通りであります。そこで昭和三十一年度の予算がやがて編成されようとしておるときに、与党の議員である提案者は責任を持つてといふお話でありますけれども、私ははなはだ面目ないことであります。与党内におきましてははなはだ微力なものでございまして、その辺のことにしましてはもちろん皆さん方の御協力を得ました後、努力はいたしますつもりでありますけれども、予算の獲得につきましてこの席で私が責任ある答弁をいたしかねることを、はなはだ遺憾に存じますが御了承を願います。

○芳賀委員 私がいま申し上つたようなことを、立法院の立場においてどういふ発言をするといふことは必要はないのですけれども、今日における政府の態度は、とかく議員立法といふものを輕視しておる。特に政府内部における大蔵当局の態度のごときは、議員立法に対しては了解に苦しむような行為が非常に多いわけでありまして、こういう点は、これを未然に防除するといふ形に一応の見通しをつけておかれないと困る。われわれはあくまでもこれは財政的な措置を講じてやらなければならぬといふふうに考えておるわけですが、遺憾ながらまだ政権を担当しておられぬ立場なのです。ですからこれは社会党の天下になれば当然やれることで

ありますけれども、しかしこういう点は、ただ法律だけを通してそれでいいといふことではないのであります。特に石坂さんは謙遜されて、有力な発言者でないといふことを言われておりますが、そういう場合には提案者筆頭の橋樑渡君でも当委員会に出席を求め、もう少し責任のあるような発言をしてもらふことも一向差しつかへがない。何かの意味で橋樑渡氏を一番最初に筆頭に推してあるように思ふわけですが、これはいよいよのときには橋樑提案者がここへ出てきて、与党の立場においての明確な発言をされる、そういう段取りになつておるのですか。

○石坂委員 この法案に対する予算の金額につきましては、先ほど井手君から答弁されましたこと御了解願つたことと思ひます。これは私も提案者の一人といひましてぜひ成立を希望いたしておりますが、それにつきましては理解ある皆さん方、ことに農林委員の方々の御協力を切に願ひたいと存じております。しかる上に予算獲得につきましてはもちろん私も努力いたしますが、御協力を一そうお願いいたしたいと存じております。なお本日橋樑君がこの席に出ておられませんことにつきましてお尋ねでございましたが、実は先ほど橋樑君は参つておつたのであります。そうして今日は予算委員会をやつておるので、そこに行つておるからといふことでありますから、私は当委員会の事務の方をもちまして一応連絡いたしました、いかなる都合でございませうか、ただいままで出席されておられません。これだけ私から釈明をいたしておきます。どうぞ御了承願います。

○井手以誠君 芳賀君のお尋ねは私ではございませうでしたけれども、この機会に一言明らかにして御了承を願ひたいと存じることがございます。たゞいま石坂提案者は微力であると謙遜されましたが、提案者の仲間といひまして、石坂提案者は与党の実力者の一人でもあります。与党内でも多数の人が提案者になつておりますから、私は必ずこの法律案なるものが成立いたしましたならば、予算編成に熱意を十分示されるといふことを確信いたすものであります。

なお議員立法について私は芳賀委員と全く同感であります。当然政府は誠実に執行しなければならぬという建前をとつておるのであります。ところがこの法案が多額の費用を伴うために、従来の農林関係の予算が圧縮されるのではなからうかといふような危惧があるようでありまして、私はそのようなことはないと考えております。またこの法案が通りまして、事業が実施されて参りますれば、再々災害を受けて多くの災害復旧を要しておる地区で、災害復旧に要する費用が毎年四百億前後であります。防除計画が進むにつれて、災害復旧費がだんだん減つていく、全くなくなるといふことはありませんが、せめて減つていくといふようになれば、長い年月を見ますと、この法案が通ることによつて災害復旧費が少く済む、経済的であるといふふうに私は考えておるのであります。どうぞよろしく御審議のほどをお願い申し上げる次第でございませう。

○芳賀委員 私の申し上げたのは、毎年のように農林関係の予算が大幅に削減されておる。幾多の議員立法ができた場合でも、その総額の中での操作しておるにすぎないわけであらう。一つは非常に重要な立法措置が講ぜられること等によつて、それに伴う財源が裏づけされておるといふことなら非常にいいわけですが、全体が圧縮されたワケ内においてこれだけつたといふような消極的なことであつては、この法案が通るときに手薄な部分があることにもなる。だからこれを提案される以上は、これは一つの予防措置ですから、大きな災害があつてその復旧をやるよりも軽少な経費で済むわけであらう。将来においてはこの法律が効力を現わすことによつて、災害復旧に投ぜられる国の多額の損耗といふものは軽減できるというところをわれわれは一つのねらいを持つておるわけであらう。ですからあくまでもそれを貫くためには、これに必要な財政措置といふものは当然政府の責任においてこの法案に対して忠実に予算化しなければならぬのではないかと、一応この段階においては、与党の諸君はこの法律を通す以上は予算的な措置を必ずやる、法律にはただ努めなければならぬといふ微温的な表現でしかうたつておられませんけれども、これはぜひともそういうような積極的な熱意を持つた与党の提案者側の態度といふものは必要ではないかといふふうに、私は将来を憂いてお尋ねしておるわけでありませう。

それからも一つお尋ねしたい点は、日本の場合には、大体全国が何かの意味において災害の常襲地なのです。その災害の強弱によつて非常に条件が異なりますけれども、しかし一つの例として、台風常襲地においては、やはり今までの歴史的な変遷の中において、災害に対する抵抗といふものがだんだん培養されてきておるわけであらう。ですから同じ台風が通過する地方においても、非常に軽微な災害に対しても甚大な被害をこうむる場合もあるわけであらう。同一の災害でも、暴風とか豪雨の度合いによつて、抵抗力といふものが全国的に見ると非常に違ふ。たとえば東北や北海道の場合には百ミリとか、百五十ミリないしは二百ミリくらいの雨量で河川がはんらんして、農林関係に甚大な被害を与えるといふことになつておる。それから九州方面においては、三百ミリ程度の雨は抵抗ができるといふくらい、この法律の今後の運用面等に當つては、災害に対する抵抗の弱い地方に対しても防除できるような配慮は必要ではないかと思ふ。そういう点に対する配慮といふものは、これは当然運用面に出てくることでありますけれども、提案者側においてはどうか、いろいろお考えを保持しているか、この際伺つておきたいと思ひます。

○石坂委員 ただいまの御質問の前半につきましては非常に好意的な御意見だと存じまして、とくに拝聴した次第であります。予算獲得のことにつきましては、先ほどからも申し上げました通り、私もできるだけ努力はいたしますが、何分にも皆様方の御協力を重ねてお願い申し上げる次第であります。

後段の御質問の点であります。この法案は御承知の通りに、台風及び豪雨の災害の予防対策を主としたしております。そうしてその地域は第三案に示しております通りに、しばしば台風

定に待つことは、先ほどの答弁で申し上げた通りであります。そこでただいま御指摘のような地域がこの法案から漏れるところもあろうかと存じますけれども、実はこの法案のねらいは第三条で示しておりますような地域であります。従いまして、他のこれで漏れるようなところに対しまして、それぞれれの既存の法律なり、あるいは他に立立法するなり、いろいろの措置が必要であらうかと思ひますけれども、それと合せて全国的被害をできるだけ少くするうちに、その防除の方法を識するといふようなことにしたいと考えております。

て設けられているわけでありませう。既存の法律あるいは政令等によつて行われたこれらに適應する施設事業に対する補助というものは、今後この法案が通つて県地域の指定が行われたときにおいては、全部これに切りかわるといふことになると思いますが、そうなりますると、過渡的には一つの混乱に似たような現象が起きないとも限りませう。ただ全国的に見て、公共事業の食糧増産をやる場合のいろいろな農業予算を通じての補助金等の面にも関連が来ると思ふのであります。こういう点

○**井手以詠君** 指定を受けた地帯と受けない地帯では、なるほど補助率の差はあることになるわけですが、しかし再々災害を受けられて困った地方は、おそらく指定されるでございしょう。また年に何回も、すでに本年に入りまして、もう二回災害を受けられた地帯もございます。そういった地帯は次々に災害復旧費を投じて災害復旧をする。また関係者も非常に困るといふところを防いで、事前に施設を施して被害を少くしようというわけでございますので、幾らかそこに指定をされる地帯と、受けない地帯の差はありますけれども、再々受ける地帯との実

○考査委員　そこでお尋ねしたい点は、当然特殊の災害地域に対する高率の補助の適用はやらなければならない。ただ問題は、当然常襲地帯の災害があるということとは予想できるのですけれども、何日に災害が来るということとは予見できないのです。だから未確定な地域に対する防除施設の補助の場合と、すでに災害が起きてこれを復旧しなければならぬという場合の補助率の適用というものは、やはり災害をほとんどうに受けて復旧しなければならぬという補助率の方が高率であるべきで

私も同感なんだ。ですから補助率をここのういうふうにする場合においては、当然災害復旧の場合の補助率等に対してても関連して、これに影響を与えて是正させる必要があると私は思うが、防除事業だけに高率補助であればいいということではなくて、災害復旧事業に対しても、これよりも低率の場合にはさらに高率なものに改正すべきであると考えておりますが、その点はいかがでしようか。

○井手以誠君　非常にごもつともな御質問でございます。私もこれを起案するときには、災害復旧という面も考

についての一部改正法律案も提案されているのであります。従来全収を越える被害額に對しましては、全収の二倍以内においては四分の三であつたものを、全収を越えるものについてはすべて全額を控除するという提案が行われておりますし、一方農林水産業施設被害復旧についても芳賀さん御存じのとうに超高率補助の改正案も目下研究されてゐるようでございます。この災害復旧の高率補助の拡大というものと被害防除の法律案、両々相まつて災害対策の完壁を期するものであると私は考

あるいは今後農林振興策が内閣振興策が知
りませんけれども、農地について出さ
れようとする法律案と両々相まっていい
きたい、かように考えている次第であ
ります。

なお先刻の御質問に落しておりまし
たが、ほんとうにこの法律を効果あら
しめるためには「努めなければならな
い。」というような言葉でなくて、はつ
きりしたものにしたらどうかという御
希望があつたわけでございます。私も
全く同感でございますして、法制技術の
許す限り精一ぱいのところまでこの法
律を予算のワクに締めよう。たとえげ
第十三条におきましては「災害の生じ

てゐる次第でございます。

○芳賀委員　ただいまの御説明の災害防除事業と復旧というものは、両々相まつてやらなければならぬということはその通りであります、ただ先般私が政府当局に言つた場合も、今言つたた公共土木に対する国庫負担法の一部改正はすでに審議中でありますが、農林水産業の災害復旧に対する高率補助適用の法律はまだ政府は提出してない。出したいという意向は表明されたけれども現在まだ政府提案になってお

これは政府の当局にお願いしたいのである。

○大塚説明員 暫定法律の一部改正法律案を政府で今国会に提出するかどうかという御趣旨の質問でございますが、今日のような切迫いたしました時期といたしましては、残念ながら政府提案で出す時間的な余裕がございませうので、幸いに各党でお出しになる用意があるというようなことを承わつておりましたので、そちらの方に期待している次第であります。

○川俣委員 この際気象台並びに林野庁にお尋ねしておきたいと思う。気象台の方に二点だけお尋ねしたい。一つは

が、従つて下流では大した雨じゃないと思つてゐる間に、急に洪水がやつてきたといふことで、死者等も出たといふのもこゝろいうところにある。こゝろいう点からいいたしまして、いわゆる山嶽地帯と申しますか行政官庁のある所からかなり遠い所の雨量を常にとらえることが必要ではなからうかと思ふ。今度痛切にそれが感じられた。一番あるのは、いわゆる分教場とか学校等の所在地にわすかにあるといふだけであります。が、その上に委りますと全くつかみ得ないといふことに相なつてゐるので

ありますが、将来どういふ地帯における降雨量を調査するようないわゆるロボット降雨計ですか、そういうものを置く必要をお認めにならないかどうか。

それから林野庁にも、特に国有林野は比較的不便な地域に存在している点もありますので、国有林野の保護の上からも治山の上からも、降雨量を正確につかんでおくということが、下流に對する被害を防止するという責任を負っているその重責からしても、この降雨量を正確につかんでおくということが必要じゃないかと思ひますが、この点をあわせてお答え願ひたい。

○肥沼説明員 お答え申し上げます。

最初の点でございますが、暴風雨と豪雨の區別、この暴風雨というのは、普通一般に台風とか、低気圧とか言っております。これは雨を降らせ風を吹かせる一つの原因でございます。雨はその結果として降ってくるのでありまして、台風などは非常な豪雨を降らせますが、台風以外にも非常な豪雨を降らせる例がございます。その一番著しいのが梅雨前線でございます。先般の北海道の雨、秋田の雨、これは全部梅雨前線でございます。日本で水害を起すような豪雨の約六割以上は台風でございますが、その残りの大部分は梅雨前線でございます。それ以外に水害を起すような豪雨もございまして、これは非常に少いわけでありまして、それから第二点でございますが、北海道で上流の方で非常に雨が降って下流では少かったというお話でございますが、これは一昨年昭和二十八年北九

州で非常な豪雨がございまして、あの結果は、川の上流方面の雨が、在来測定が困難なためにほとんどはかられていなかったということでありまして、幸いなことに今ロボット観測器というふうな機械ができて参りまして、ちよりとどその実施の段階になっていく時期でありましたので、全国に對して、そういう仕事をいたします予算を年次計画として要求いたしまして、最初は九州、中国、四国だったと思ひますが、それから次には近畿から中部、それで三十年度といたしましては東北地方まで及んでおりますが、東北の一部はまだ抜けております。北海道はこの次の計画に入っているわけでございます。これは次に予算をいたしたいと思ひて、山の観測を整備いたしたいと思ひております。先般の雨はそういう事情で、山の方の雨量を私どもつかんでおりません。測候所で観測した雨量は確かに少なかったであります。あの日高地方あるいは石狩川の上流地方には相当な雨が降ったのじゃないか、しかしどのくらい降ったかというところは、今の観測施設では、私どもわからなかつたという状況でございます。

○柴田(榮)政府委員 お答え申し上げます。山地気象の観測とこれが利用によります防災の施設は、私どももかねがねぜひとも整備しなければならぬということを考へておつた次第でございます。二十八年度におきまして、治山治水根本対策を審議いたしました際にも、実は山地気象観測、通信等の整備を計画したのでございまして、気象台において統一してこれらの観測をしていただくということになった一つの現われが、ロボット観測器の設置じやないかと考へております。それと並行いたしまして、私どもの事業実施の關係上からいたしまして、防災等の事業遂行の円滑化のために、山地気象の極地的な観測とあわせて、通信網の整備によりまして、降雨、台風時におきます災害防除の必要を痛感いたしておりますので、大きな流域につきましては順次これらの施設をいたしております。北海道地域においては、実はまだ非常に手おくれになっております。先般の災害あるいは今回の水害等を見て、ぜひともこれらの流域には早くこれらの施設を整備いたしまして、事業の遂行の円滑化とあわせて、下流域に對します災害防除にも役立てなければならぬということ考へておる次第でございます。順次整備いたして参りたいと思ひております。

○川俣委員 気象台関係にもう一度お聞きいたしますが、暴風雨というのと豪雨というのとは、定説上異なりませんか、あるいは同じものと見てよろしいか、暴風雨の中に豪雨も入ると見るべきか、やはり独立させておく方が正しいかどうかという点。

それから林野庁にお尋ねしますが、担当区等に通信網が完備いたしております。今度の北海道豪雨のような場合におきまして、通信連絡が非常にうまくいきまして、人命救助の役に立つたのではないかとと思われる点があります。また本年は幸いに北海道の山火事が非常に少かつたのです。こういう点からいっても、もう少し通信網を完備しておくといいことと、それから担当区あたりの気象観測というものを完備する必要があるのではないかと考へております。それと並行いたしまして、私どもの事業実施の關係上からいたしまして、防災等の事業遂行の円滑化のために、山地気象の極地的な観測とあわせて、通信網の整備によりまして、降雨、台風時におきます災害防除の必要を痛感いたしておりますので、大きな流域につきましては順次これらの施設をいたしております。北海道地域においては、実はまだ非常に手おくれになっております。先般の災害あるいは今回の水害等を見て、ぜひともこれらの流域には早くこれらの施設を整備いたしまして、事業の遂行の円滑化とあわせて、下流域に對します災害防除にも役立てなければならぬということ考へておる次第でございます。順次整備いたして参りたいと思ひております。

○肥沼説明員 暴風雨と豪雨とはどう違ふかというお話でございますが、暴風雨というのは、これはちよつと誤解を招くのでありますが、普通二つの意味に使われております。暴風雨というのは、一つは低気圧という言葉の別名のような使い方をいたしております。それからもう一つの使い方は、風と雨が非常に強いという現象そのものを言つておる場合があるようにございまして、とにかくそのまじつたものでございまして、豪雨といふと、これはただ雨だけが非常に強いのでありまして、その原因は暴風雨の場合もありまして、先ほど申しました梅雨前線のように、風のほとんど吹かない場合もありますし、また雷雲などで、短時間ではありますがおそろしい雨が降るようなこともございます。その雨だけに對して激しい場合を豪雨と申します。

はないか。これは単に山を守るだけではないことになって、やはり無電施設ということになるわけでございます。これは最近一部無電施設をして、非常に大きな効果を現わしております。具体的な事例をいたしまして、最近発生いたしました秋田県の米代川流域の出水等には、非常に大きな下流への働きをいたした事例もたくさんございまして、順次整備いたして参るつもりでございます。何しろ相当の経費を要します。なかなか思うにまかせないが、御期待の方向に努力いたしておることだけを御了承いただきたいと思います。

○川俣委員 気象台にもう一度お尋ねします。今学問的な御説明は承つたのです。普通私どもも、暴風雨といふと、台風または低気圧というふうな觀念で法律的には使われておるのではないかと。豪雨のような場合は、今御説明のあつたように、梅雨前線あるいは夕立等、何といひますか、一時的な雨を普通さすように思ふので、法律用語としては二つ分けることが妥當ではないか、こういうふうにお尋ねしておつたのですが、この点法律用語としては分けて書くのが定説ではないかと思ひが、いかに考へになりますか。

○肥沼説明員 私法律の方はよくわかりませんが、暴風雨という言葉は、先ほど申しましたように、意味が分れておりますので、何か不適当のようないふ気もいたします。それはあるいは低気圧とか、あるいは台風なら台風といふような言葉がはつきりするのではないかと。豪雨という言葉は、雨が非常に強いということ、これだけで

はつきりすると思ひます。それと並行いたしまして、私どもの事業実施の關係上からいたしまして、防災等の事業遂行の円滑化のために、山地気象の極地的な観測とあわせて、通信網の整備によりまして、降雨、台風時におきます災害防除の必要を痛感いたしておりますので、大きな流域につきましては順次これらの施設をいたしております。北海道地域においては、実はまだ非常に手おくれになっております。先般の災害あるいは今回の水害等を見て、ぜひともこれらの流域には早くこれらの施設を整備いたしまして、事業の遂行の円滑化とあわせて、下流域に對します災害防除にも役立てなければならぬということ考へておる次第でございます。順次整備いたして参りたいと思ひております。

○川俣委員　そこで具体的にお尋ね

たします。この法律では、「暴風雨、地震、暴風浪、高潮、降霜、低温又は降

ひよう」というように、非常に表現をこまかくしておるわけです。その場合にやはり暴風雨という表現では豪雨が含まれないのではないかと。気象台から見て、暴風雨というのは豪雨と別な用語に使われておるようだから、今の説明を具体化するというと、やはり並列しておく必要があるのではないかと、こ

ういうわけでお尋ねしておるのです。

○肥沼説明員　この表現では確かに梅雨前線などのような、たとえば二十八年の北九州のような豪雨は含まれないような感じがいたします。

○綱島委員長　いいでしょう。法律上の用語はお聞きしても無理だから……観念が違ふということさえはつきりすれば……ほかにありませんか。

○石田(省)委員　先ほど予報部長は、五十年間の各地域の回数をお話になったのですが、その五十年間における回数の中で、非常に片寄るといふような傾向は見られないのですか。

○肥沼説明員　先ほど申しました数字で申ししても、台風が上陸してくる地点は片寄っております。しかしこの片寄り方が年によって違います。ある年には東日本の方へ非常にやつて参ります。ある年には西へやつてくること

がございます。そういう差が非常に大きいのでございます。長年の平均を申しますと、夏の初めには西の方が多くて、秋だんだん東へ寄つてきて、関東地方は秋になるといふのが長年の統計の結果でございます。個々に申しますと、非常に片寄りがございます。西の方に

はほとんど来ないで、関東地方ばかりやられるということもございまして、九州だけというところもあります。非常に年によって差が大きいのでござい

ます。

○石田(省)委員　地域的な片寄り方、季節的な片寄り方と、もう一つ、年間別で、たとえば同じく五十年間十回あつたとしても、このうち初めの方にずっと片寄つて、あとの方にはほとんどこないというような場合で、ずっと長い目で見たらば、やはり台風の通路が移動しておるといふような点は見受けられぬかどうか。要するにそういうことによつて、常襲地帯というやうな定義をすることが、厳密な意味において果してできるのかできないのかというところでお尋ねしておるわけです。

○肥沼説明員　ただいまの御質問の、地域的な差、それから季節的な差もございまして、それから年による差もございまして、たとえば昨年の例をとりますと、関東地方には十四号台風というの

が一つきましたけれども、あの上陸した五つの台風の全部に九州はぶつつかつております。そういう状況でかなりの差があるのでございます。非常に長い年数については、統計はとれますが、十年とか、十五年とか限つた間ならば、あるいはこちらが非常に多い、こちらが非常に少ないといふことは言ひ得るのではないかと思います。

○石田(省)委員　専門家の立場から言つて、先ほど申しますように、いわゆる台風常襲地帯といふやうなことでこれを定義づけることについて、あなたのお考えを伺います。

○肥沼説明員　これは非常にむずかしい問題だと思つております。最初に御説明申し上げました台風の中心が通る場所と申しますと、これは統計さえ

とれば何年間にどれだけ通るといふのはつきり出てきますが、しかし被害というのを目的にいたしますと、台風によつてどれだけの広い範囲に被害を及ぼすかということが違います。非常に大きな台風だと、その区域でありながら、ほとんど被害のないやうな所もあるものであります。これは県別でもむしろ大きいくらいで、あるいはさらに県を地形別にでも細分いたしましたら、その中の台風による被害あるいは梅雨前線による被害を、相当年数の統計をとれば、統計の数値の多い少いによつて目安はつくと思つております。

○石田(省)委員　提案者に伺います。が、ただいまお聞きのようなことであります。やはり県別に区切つて指定をしていくといふことの問題、これを県単位でやらなければならぬといふやうな何かお考えがあつて定められたのかどうですか。

○井手以誠君　その点は重要なところでございます。起案する場合にはいろいろ研究をいたしたのでありますが、大体台風によつて、または豪雨によつて災害を受けるのは一部の――たとえば北海道のごときは特別でございまして、北海道のごときは被害を受け、大体その県の大部分が被害を受けるが、片方には被害をほとんど受けなかつたといふことはありますけれども、大体その府県内の多くが被害を受ける。これを復旧するには、あるいはその被害の及ぼす影響については、大

体府県が単位になつて対策が進められており、その負担が府県に及ぶのであ

ります。特に災害防除の点から申しますと、一部だけやれるものではなくして、県の立場で各都市にまたがって事業をやらなければならぬことが多いのであります。そういうことをいろいろ考へまして、災害の規模の点と防除事業の主体といふものを考へて参りますと、どうしても都道府県単位でなくしては工合が悪い、こ

ういうやうな結論になつて、台風常襲地帯の指定には都道府県を単位とするといふふりにいたしましたのであります。お説のように府県単位にいたしますと、必ずしもその法律の精神とびつたりしない点もあるかもしれませんが、大きな見地から考へますと、やはり都道府県単位が適当であらう、かように考へて提案をいたしましたやうな次第であります。

○石田(省)委員　基本的なことをもう少しお伺ひしたいのです。先ほど来専門的な立場からいろいろ承つておるわけですが、主として予防措置を中心にお考へである。災害復旧については別の法令による別の措置でやる、こ

ういうやうなお話である。そういたしますと、台風常襲地帯と実は限定されておるわけでありまして、その他の問題については論及されなかつたかどうか。たとえばある地域に強風の常襲地帯といふものがあります。私の県などでは三カ所ほどあります。それは荒川流域とか、阿賀川流域とか、姫川流域とかいふふりに限られておる。数百町歩が年々非常に強風のために被害を受けておる。そこには防災林を植えてみたり、作物品種を変えてみたり、いろいろなことをやつてみておるのです。私のところも実はそれで困つておる。今年は一反歩ごとに防災林を

あぜ

ごとに植えておるのですが、これは非常に深刻な災害を受けて、出来秋になつてからほとんど収穫の全部をやられてしまふことがある。あるいはまた春の植つけ直後に来ますと、致命的な打撃を受けてしまふ。そういう数百町歩の団地が新潟で三カ所あるのですが、

そういうやうなことを御研究になつたかどうか、一つ伺つておきたい。

○綱島委員長　ちよつと私から一言発言させていただきます。先ほど川俣委員から動議がございまして、その動議は、この法案についてはいろいろ修正箇所もあるやうだから、懇談会を開いて、その修正補正等の点を懇談したらどうかという動議が出ておるのです。委員長におきましては、大体一応おまな線の質疑を済まして、それが終つた

ら懇談会に入りたいと思つておつたのでございまして、ただいま石田委員の御発言等によつても、大体いろいろなことがはつきりわかつてきました。先ほどから皆さん諸委員から実に適切な御質問がございましたので、もはや懇談会に入つてものを明らかにする時期に到達したのじゃないかと考えます。そこでこの際お諮りをいたしますが、この程度で質疑を打ち切りとはいいたさぬにしても、一応中止いたしまして、理事及び理事に準ずる者の懇談会に入り、この取扱ひについて委員の皆さんに御同意がございましたら、さう取り計らいたいと存じますが、いかがでござい

ますか。

○伊東委員　もちろん懇談会大賛成でございまして、同時に懇談会に付議してもらいたいことがあるのです。これは議事進行にも関連することであり

ますが、実は昨晩北海道から水害視察を

して帰ったのです。この報告はなるべく早く早急に御報告することになるだろうと思ひます。そこで北海道の災害は非常に甚大でございまして、特に金を要するものもありません。なかなか金融処置のごときはことに急を要すると考へる。そこでただいま二法案の出ているうち、天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法案が通過いたしましたれば、この法案で処置ができると私は思ひます。そのうら、いわゆる七月は北海道、六月は群馬あるいは九州方面に起つた水害、これに対する対策も必要でございしますが、これはすでに四月、五月の処理法案は通過をいたしてありますので、これを修正していただければ、即時この問題の促進ができると思ひます。が、これらの議事進行についても委員長はどうかにお考えになつておるか。ともに懇談会のごとき御協議を願つてもあえて差しつかへございせん。

○綱島委員長 大休委員長から一応の考へ方をお答へいたしますと、幸いにこの災害に対する特別立法が通過いたしましたことになりますれば、法律上の効力が遡及して発生するよう一項目を設ければ、今伊東委員の御希望のような点にちやうどはまると思ひます。その点等も懇談会に付したらいかかかと存じます。

○芳賀委員 提案者側にお尋ねいたしますが、この天災に対する資金融通、この資金源は系統融資に求めておるのです。それで今までも昭和二十八年以来の水害あるいは冷害等によつて、累年災害対策が今日においてはほとんど融資にしか寄せがいておる。です

からこれを恒久立法にした場合においても、農林水産関係の災害融資というものも、農林漁業者みずからの系統資金だけに依存してこの解決ができるかどうかというところは、これは現在においてもそうでありまして、今後においても非常に重大な問題だといふふうに考へる。むしろこれは考へようによつては、政府に好餌を与えたといふことにもなるのです。農林災害の場合は、融資はこの法律があるから、系統資金だけにまかしておけばいいじゃないかと、いうような、そういう心配も出てくる。もう一つは、従来の臨時措置法によると、こういう資金措置と、あわせて政府が補償する損失、あるいは利子の対象になる金額といふものを、法律で明記して、たとえば百億であるとか、百五十億であるとか、これは法律の条項の中に明らかに指示してある。これによると、今度は一番大事な点が政令にゆだねられることになる。そうなりますと、今度の災害に対して、自動的にどのくらいの資金措置が要するかどうかというところは、これは政令によつて、政府当局だけの非常に消極的な判断によつてワクがきまる。今までの実例を見ますと、われわれは委員会等においてその適切な資金ワクといふものを検討して、政府提案で縮小するような場合には、これを適当に是正して、そうして法律の運用を行つてきたわけですね。今度はその資金ワクを全部政府にまかしてしまふわけですね。これは非常に危険性が伴ふと思ひますし、もう一つは、何でもかでも災害者自身の系統資金だけに依存すればいいというのは、これももうすでに一つの限界にきておるのです。災害が累年あるとすれば、

ば、今まで借りた金の返済も一年延期するとかなんとかいふことで、臨時的な措置を講じてきておるわけですね。こういう点に対しては提案者としてどういふふうにお考えですか。

○井手以誠君 お尋ねの点は、立案中にもいろいろ研究した事柄でございまして。提案説明にもありましたように、やはり基本法が必要である。その基本法に政府のなさねばならぬことを一々規定するといふことよりも、従来も災害のありましたときには、政府が進んで資金融通の法律案を出したこともございまして。今回は衆参両院、正式ではございせんけれども、正式のものもございしますが、こういう法律案を作れという一致した要望もございまして。

従つて系統資金機関の便導されることは予想いたしますけれども、そういう場合は、当然政府が資金融通をしなればならぬという認定をした時分には、その政令を公布するでありますし、また金融が梗塞するような場合は、そのつどはできませんでしようけれども、必要な場合は出資その他の予算措置も私は講じてもらへる、当然それらされるものと期待いたしておるのであります。事柄が災害でございまして、おそろくどの内閣といへどもそういう措置をしてくれるのだ、また必要だと考えた場合には国会においてこれを要望することもできるわけでありまして、立法することもできるわけでありまして、私はその点については今後の処置にまづいていきたい、政府の対策を信頼していきたい、かように存じてこのような提案をいたした次第でございまして。

○芳賀委員 これは一番大事な点が一番甘くできておるのです。損失補償にしても利子補給にしても、これは政府がその分だけをわずか負担するにすぎない。それだけでも今日大蔵省のごときは、そういう支出を阻むために結局貸付のワクを抑えさせる、それは今でも立証されているのです。ですから、それを排除するためにこの恒久立法を作るといふところに任務があるわけですね。もう一つは、これは災害等による資金融通措置というものは、当然原則としては政府資金によつてこれをまかなうことが当りまえなんです。それを今まで政府が怠つてきたのでやむを得ず系統融資によるけれども、それに損失補償とか利子補給の措置を講じさせてきたわけですね。恒久立法にするためには、これはやはり原則としては農林災害等による資金融通は、原則として政府資金をもつてこれに充てる、そして一部これに可能な範囲内において系統融資をもつて充てた場合には、損失補償や利子補給に国が任ずるといふことにすべきであると思へる。特に政令に何でもかんでもまかせて、安心できるような政権の場合にはこれはいいですが、安心できないような政権の場合には、これは向うに刃物を預けて、非常に被害者が苦しむような事態が出てこないとも限らないのです。が、こういう点に対しては、委員長の言われた後刻の懇談会におきまして詳細な検討を下す御用意があればそれでもいいし、この機会にもう一度その点を明確にしたいいただきたい。

○井手以誠君 この二つの法律案を提案するまでには六次、七次案とまで案を練つたのであります。私も芳賀委員と

同じような氣持で、そこで災害が起きた場合にはどういふふうなやらぬ、自動的に、資金源についても融通の具体方法についても安心させる法律を作りたといふことで練つて参りましたけれども、立法技術の点から、また時日の余裕の問題から、この程度のものでして提案になつたような次第でございまして。やはり私もなお不満の点はございましてけれども、幸ひ懇談会の機会でもあれば、皆様のお力によつてこれならば大丈夫、安心してまかされるといふようなものになればなお幸いだと思ひておる次第でございまして。

○綱島委員長 それでは先ほどの川俣委員の動議の通り取り扱ふことにいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○綱島委員長 御異議なければ、午前の審査はこれをもつて一応打ち切りまして、あらためて懇談会の後にまた審査に入ることにいたしたいと存じます。午後二時より懇談会に入ることにいたし、その懇談会の上で委員会を開会いたすことにいたします。

午前はこれにて休憩をいたします。

午後零時五十五分休憩

午後四時四十七分開議

○綱島委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際お諮りいたします。朝鮮水域等の公海においてしばしば漁船の拿捕問題が起りまして、抑留された漁船の乗組員並びにその家族が非常な困窮した状態を呈しておりますので、この際韓国に抑留されたところの漁船の乗組員またはその家族の人を明日の本委員

会に参考人として出席を願ひまして、その実情を承わりたいと思ひますが、さうに取り扱うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綱島委員長 御異議なしと認めます。なお参考人の選定は委員長に御一任を願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綱島委員長 それではさう取り計らいます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十九分散会

〔参照〕

森林法の一部を改正する法律案（川俣清吾君外十名提出）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和三十年七月二十日印刷

昭和三十年七月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局